

議案第 89 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 6 月 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「幼児」を「幼児等」に、「満 6 歳」を「満 7 歳」に改め、同条第 4 項中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「及び幼児」を「及び幼児等」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「幼児」を「幼児等」に改め、同項第 2 号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第 5 条から第 7 条までの規定及び第 9 条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成について

は、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げるため、この条例を制定するものである。